

或る被差別部落寺院の過去帳について

―人間の生命ひといのちについての基礎史料の分析―（下）

安達 五男

三 丹波国〇村照蓮寺の過去帳について

1 照蓮寺の由緒について

丹波国天田郡〇村照蓮寺には過去帳の外に同寺所蔵の明治二二年『寺院明細帳』¹⁵、明治期年代不詳『由緒書』¹⁶がある。それによると、文亀二（一五〇二）年に「嶋ヶ下古屋敷ニ小道場」を建立したことに起源し、その後、中ヶ谷に移住し、寛永一（一六二四）年「字溝上ニ」道場を建立し、同一八（一六四一）年、照蓮寺の寺号を下付された¹⁷と記されており、古い歴史をもつ寺院であった。

照蓮寺の過去帳は承応一（一六五二）年から天明四（一七八四）年までと、文化一四（一八一七）年から明治五（一八七二）年までの二冊に分けて保存されている。丹

波地域には、元禄五（一六九二）年六月『丹波国下寺開基帳』¹⁸があり、この開基帳は丹波地域の郡毎の寺の名称、村名、開基者、開基年代、境内の広さ、元禄五年段階の住職名を記した貴重な史料であるが、部落の寺院を抜き出したり、別帳に作成したりはしていない。「穢寺帳」作成以前の段階の下寺帳と推定されるが、この「開基帳」には部落寺院と所在する村には「金福寺下穢多村」「本照寺下穢多村」の貼紙が付されている。「下寺開基帳」の貼紙によつて、「穢寺頭寺」別の寺院をみると、一般真宗寺院が一四カ寺、本照寺下寺が一三カ寺、金福寺下寺が一カ寺で、照蓮寺は本照寺の下寺であった。「穢寺帳―丹波」でも照蓮寺は「本照寺下」となっている。¹⁹このように、丹波地方では、元禄五年の段階では本照寺、金福寺を軸にした部落寺院制の編成はまだ確立せず、その後の時期に「穢寺帳―丹波」を生み、部落寺院制のもとにお

かれていったと考えられる。当然のことながら照蓮寺過去帳には「差別記載」も「差別的記載」もない。

2 過去帳にみる年次別死亡人数について

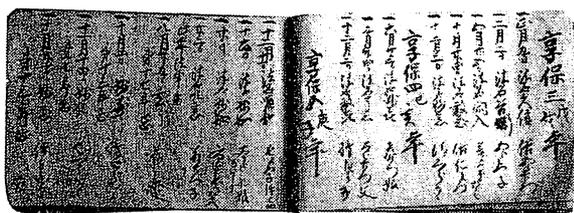
この過去帳の記載事例を享保三年、四年、五年で示すと〔史料1〕の通りである。過去帳の記載は元禄一（一六八八）年にはじまり、明治五年まで続いているが、その間、宝永一（一七〇四）年から享保一（一七一六）年まで、一二年間は記載がなく、また、天明五（一七八五）年から文化一三（一八一六）年までの三一年間も記載はない。その期間が無住であったのかどうかは分からない。照蓮寺過去帳にみられる全体としての死亡人数の動きを示したのが「図1」、「図2」、「図3」である。元禄一（一六八八）年から享保二〇（一七三五）年までののが「図1」で、元文一（一七三六）年から安永九（一七八〇）年までが「図2」、天明二（一七八二）年から明治五（一八七二）年までの一〇〇年間のグラフが「図3」である。

「図1」では、元禄九年の一九人、享保二年の三六人、享保一三年の二四人が多い。「図2」では、死亡人数一五人以上の年が多く、寛延二年二二人、同四年一六人、宝暦九年一七人、安永二年一七人、同五年一九人である。江戸中期から幕末、明治にかけての人口増も考慮しな

〔史料1〕 享保三、四、五年照蓮寺過去帳の記載の事例

享保三 ^{戊辰} 年	
一、正月九日	法名 久信 俗五郎右工門
一、二月二日	法名 善了 五郎右工門 子
一、五月廿五日	法名 閑入 藤右工門 弟
一、十月廿四日	法名 教念 俗仁右工門
一、十二月三日	法名 妙意 清三郎 ほか
享保四 ^{亥年} 年	
一、六月十三日	法名 妙喜 彦左工門 娘
一、九月廿四日	法名 了恵 太郎右工門 父
一、十二月二日	法名 教喜 権四郎 子
享保五 ^{子年} 年	
一、十二月十一日	法名 順知 長右工門子 伊之助
一、十六日	法名 妙知 太郎兵衛娘 おいし
一、廿日	法名 妙知 市郎兵衛子 おえ
一、廿二日	法名 順意 若右工門 子
此年法事当	
一、八月廿九日	玄了 藤兵エ 父
第十七年忌	
一、十月四日	妙寿 権四郎 ほか
第十三年忌	
一、十一月十四日	妙順 与一郎 ほか おなか
第七年忌	
一、十月廿一日	妙意 伊兵エ 母
第十三年忌	

〔注記〕 肥前国の差別過去帳には、俗名の肩書に「穢多」等の賤民身分を記載している。丹波国S村・O村の過去帳には一切そうした記載はない。



ればならないが、四六年間に五回も高い死亡人数を出している。

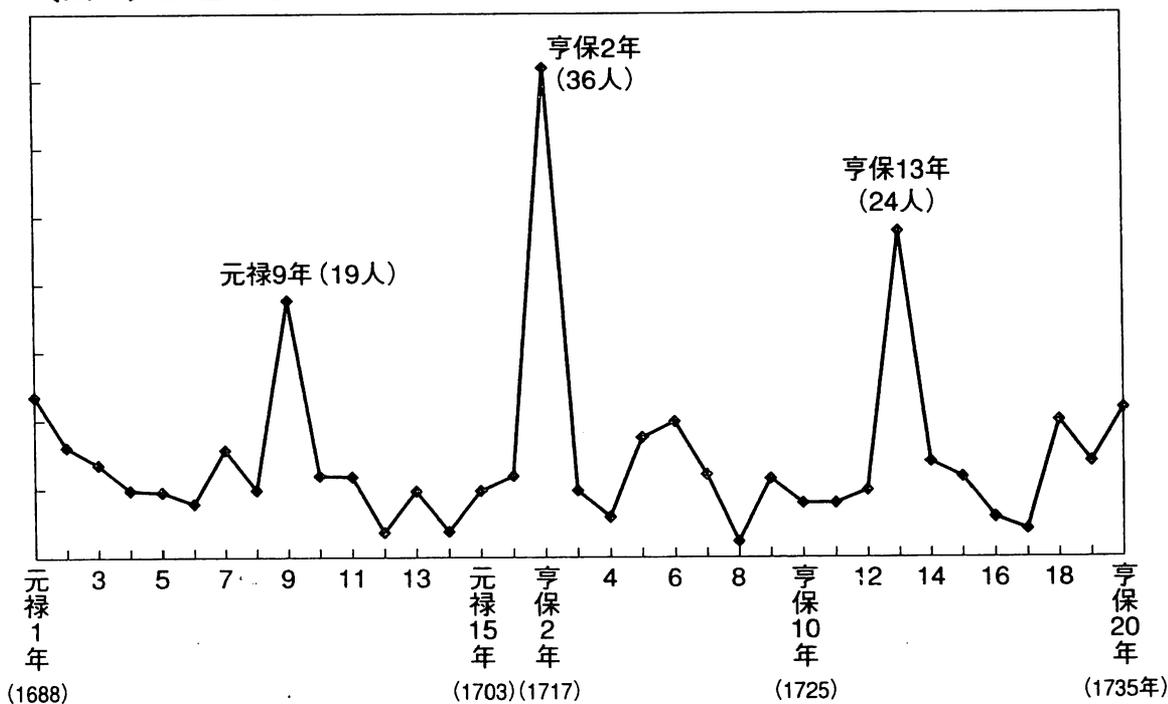
さらに、「図3」では、年に二〇人以上の死亡数をみても、文政五年二六人、同八年二一人、同一年二二人、同一三年二〇人、天保七年二一人、同八年一〇二人、嘉永一年五三人、万延二年二三人、文久二年三二人、慶応四年二九人、明治三年三九人となり、天明から明治までの記録のない三一年間を除いた六九年間に三〇人以上の死者を出した年が一回になり、とくに、天保八（一八三七）年の大飢饉の年は通常年の一〇倍以上の死者を出し、丹波地方における飢饉の凄まじさを示している。「図1」〜「図3」を通じて、死者の人数に対する年々の村の人口が判明しない。天保八年の過去帳をみると、一八枚にわたって連々と死者の法名が書き記されている。その死者の約半数の五五人の死亡時の年齢が記されているが、それをみると、一〇歳以下が二〇人、三六%を占め、死亡者の平均年齢は「水子」二名を含め、四・一五歳であった。

3 死亡者の父母・夫妻・子などの状況

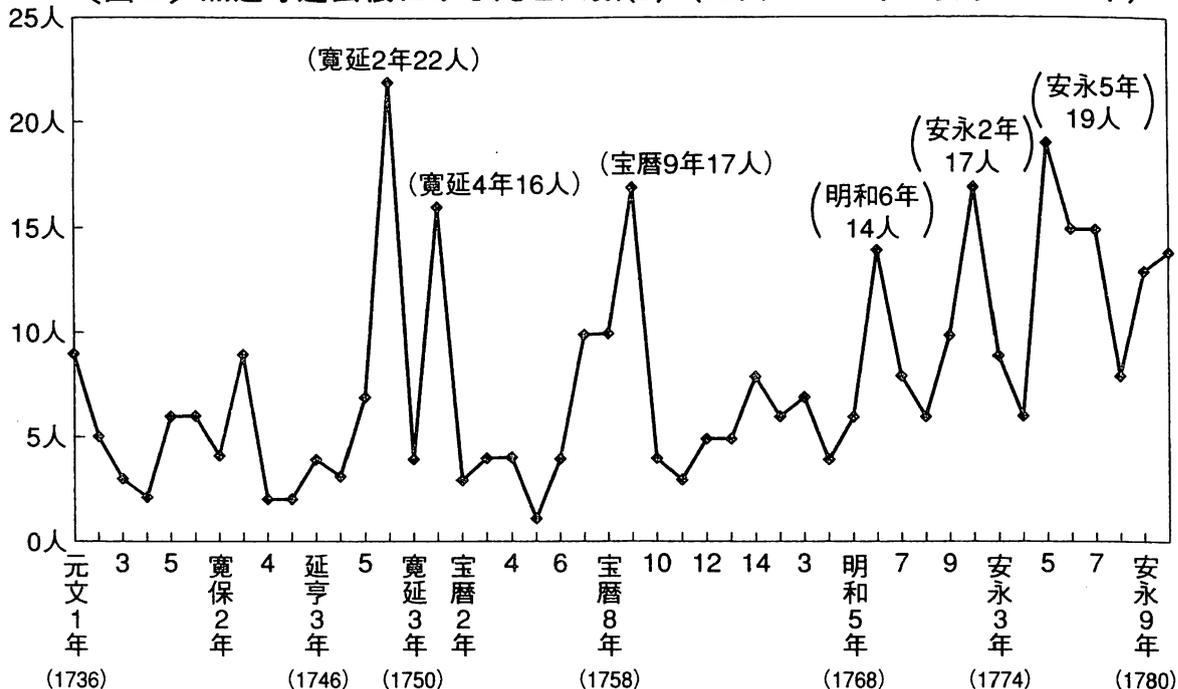
―「子」の死亡率が六割に―

過去帳の死者の続き柄は多種多様で、戸主に相当する

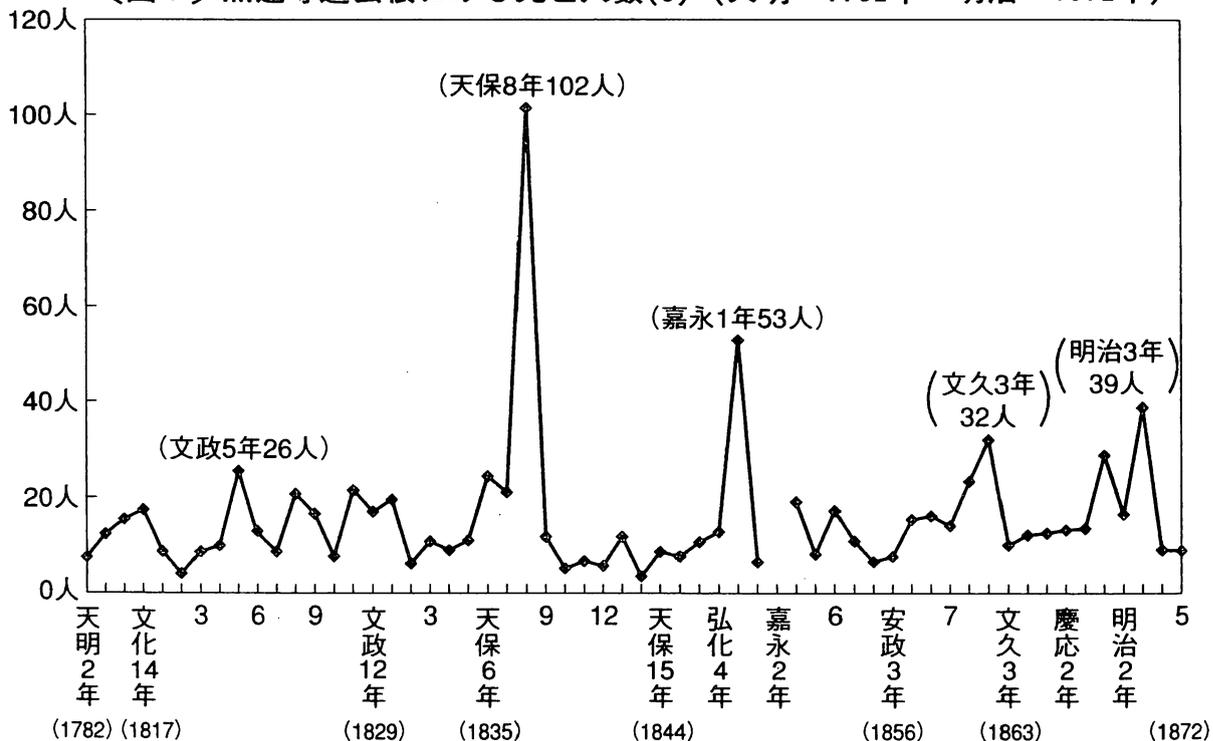
〔図1〕 照蓮寺過去帳にみる死亡人数(1) (元禄・1688年～享保・1735年)



〔図2〕 照蓮寺過去帳にみる死亡人数(2) (元文・1736年～安永・1780年)



〔図3〕 照蓮寺過去帳にみる死亡人数(3) (天明・1782年～明治・1872年)



「俗」と肩書きされた「男」、「父・母・かか」、「女房・嫁・妻」、「姉・妹・弟」、「子（男女）娘・孫（男女）」、「生子・赤子・水子」などが記帳されている。これを「俗誰々」とでてくる戸主（夫）、父・母・かかなどの親、妻・女房・嫁などの妻、娘・孫・生子・水子を含む子、その他兄弟姉妹の五つのグループに分け、死亡の状況を検討してみたい。

「表2」は元禄二（一六八八）年から慶応三（一八六七）年の約二〇〇年を適宜に一期から六期までに分け、それぞれ一五年間の事実を集約し、戸主（俗）、親、妻、子、兄弟姉妹の五つのグループに分類し、死亡状況を示したものである。六期を通じて死亡人数は天保八年の大飢饉による一〇二人を特別に考えるにしても、全体として、急速に増加していることは、前述の「図1・2・3」で示したことも一致するし、一年間の平均死亡人数の増加問題もその事実を示している。この中で、とくに注目したいのは「子」の死亡率の高いことである。第二期（享保二年から一七年まで）の死亡率四四・八%を除いて、いずれも五〇%を超え、とくに、第四期の五六・四%、第六期の六四・六%の「子」「孫」「生子」などの死亡率が非常に高かった。その「子」の中でも「男」の死亡率は死亡全体に対して三〇%近くになっており、「子」の死

亡数五六二人に対し、二九〇人、五一・六%に達している。しかし、第五期、第六期になると、「子」の女子の死亡人数が男子よりも高くなり、「妻」の死亡率がいずれも九%台に達している。

4 過去帳の年令記載と死亡年令の状況

過去帳は前述したように、死者の戒名（法名）、俗名、死亡年月日、続き柄とともに死亡年令を書き留めることが基本になっていた。しかし、照蓮寺過去帳だけでなく、戒名、俗名はともかく、死亡年月日、続き柄、死亡年令については記帳されていない事例も少なくない。

明治二五年に整理し直された前述の丹波国S村金照寺の『法名帳』は「法名」、「死亡年月日」、「俗名」の外、明治後半以降は一部死亡年令、続き柄を記しているが、全体として死亡年令は記されていない。丹波国美方郡の部落寺院G寺所蔵の明治四四年に改められた「過去帳」をみても、明治四〇年以降の死亡には死亡年令が記されているが、それ以前には記載されていない。

前述した亀山本徳寺内の法性寺の過去帳にも死亡年令は記されていない。また、播磨国の部落寺院常行寺の明治一九（一八七六）年の『過去帳』にも法名、死亡年月日、続柄、俗名、「水子」、「赤子」は記されているが、死

〔表2〕江戸時代における死亡状況—過去帳により15年間毎の6時期の状況—

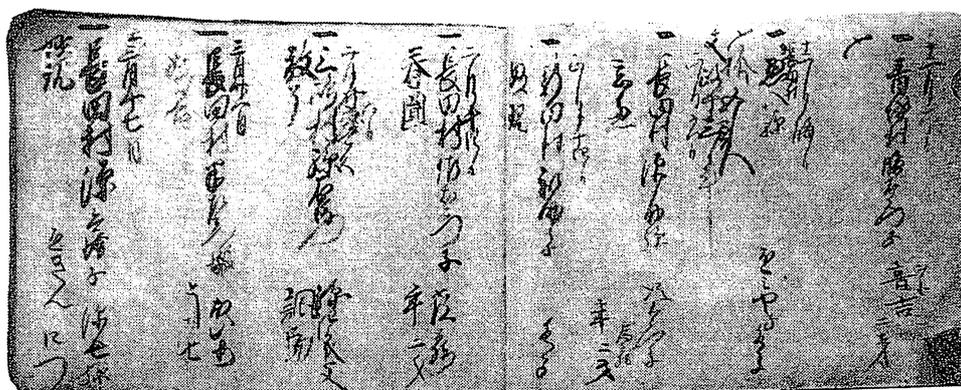
期	死亡 状況 年代	戸主 (俗)		親 (父・母・かか)				妻 (嫁)	
		人	%	父人	母人	計	%	人	%
第一期	元禄 2 (1688)	19	20.4	3	16	19	20.4	0	
	同 15 (1702)								
第二期	享保 2 (1717)	18	13.3	17	30	47	35.1	0	0
	同 17 (1732)								
第三期	延享 1 (1744)	10	9.0	12	25	37	33.3	1	
	宝暦 9 (1759)								
第四期	明和 1 (1764)	9	6.0	13	34	47	31.5	4	
	安永 8 (1779)								
第五期	文政 5 (1822)	51	15.3	23	39	62	18.6	30	9.0
	天保 8 (1837)								
第六期	嘉永 5 (1852)	25	12.1	4	14	18	8.7	20	9.7
	慶応 3 (1867)								

子 (娘・孫・生子・子・水子)						その他	計	1年間の平均
男人	%	女人	%	計人	%	人	人	死亡人数
26	28.0	24	25.81	50	53.8	3	93	6.2
32	23.9	28	20.9	60	44.8	9	134	8.9
34	30.6	24	21.6	58	52.3	5	111	7.4
47	31.5	39	24.8	84	56.4	5	149	9.9
87	26.0	90	26.9	177	53.0	14	334	22.3
64 (13水)	31.1	69 (14水)	33.5	133 (27水)	64.6 (13.1水)	10	206	13.7

(註) その他—姉・妹・弟の人数である。6期のみに入れた(水)は水子の死亡人数である。

〔史料2〕 文政13(一八三〇)年年令記載のある照蓮寺過去帳の一部

十二月六日
 一〇〇村 勝右衛門子 音吉 三歳
 十二月晦日
 一〇〇村 惣八孫 をミヤ子 水子
 拾五人
 文政十三年
 正月六日
 一〇〇村 源助孫 次右エ門子 爲蔵
 正月十四日
 一〇〇村 和助子 年二歳 水子
 妙礼
 二月十四日
 一〇〇村 佐右衛門子 常蔵
 春門 年二歳
 二月廿六日
 一〇〇村 孫右エ門 孫右エ門父 教了
 三月廿一日
 一〇〇村 半左エ門 おいち 年七
 三月十七日
 一〇〇村 源兵衛子 弥七孫
 妙礼 おきん 四ツ



(補) 過去帳記載中村名は□□とした。水子(〇歳)二歳、四つなどの年令記載がある。

亡年令は記されていない。もちろん、これら過去帳にも差別記載は一切ない。

照蓮寺の過去帳についても死亡年令が記されているのは、〔史料2〕で例示したように、宝暦二一(一七六二)年より安永八(一七七九)年までの一七年間、文化一四(一八一七)年から安政三(一八五六)年までの三九年間、安政五(一八五八)年より明治五年までの一四年間の計七〇年間であった。そのうち、文化一四年から天保八年までの二〇年間についてのみ取り上げ、「子」(男)、「子」(女・娘)、「孫」、「俗」(夫)、「妻」(嫁・女房)、「母」(かか)、「父」の死亡年令を取り出し検討しておきたい。

〔表3〕は「誰々子」または「誰々娘」など続き柄で子のグループに入るものの死亡年令を示したものである。「子」の死亡率は〔表2〕で示したように最も多く、一期から六期までの子の死亡数は全体一、〇三三人の五四・四％になり、六期の嘉永五年〜慶応三年の期間はなんと六四・六％であった。子の中にも二六歳(男)、二三歳、二四歳、二八歳(女)のように、四人の二〇歳代の子がいるが、一〇歳以下が八六％を占めている。その中でも、二歳・四歳代が二三・七％、一七・二％と死亡率が高い。とくに、二歳までの死亡が多く、男では三二％、

〔表3〕「子」の死亡年令(文化14(1817)～天保8(1837)年)

男女 別人数	年令 構成 歳	(歳)											
		0 (水子)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
男	人数	1	1	10	4	5	0	2	4	2	2	2	
	女人数	4	2	5	0	3	1	0	0	0	0	1	
女	娘人数	0	5	7	2	8	2	2	2	0	3	0	
	計人数	4	7	12	2	11	3	2	2	0	3	1	
計	人数	5	8	22	6	16	3	4	6	2	5	3	
/93人 %		23.7%			17.2%								

11～15	16～20	20歳以上	合計年令 歳/人	平均死亡年令 歳
2	3	1	251/39	6.4
0	1	0	56/17	3.3
1	2	3	242/37	6.7
1	3	3	298/54	5.5
3	6	4	549/93	5.9

〔表4〕「孫」の死亡年令(文化14～天保8年)

年令 男・女別	0 (水子)										計	平均年令	
		1	2	3	4	5	6	7	8				
男	1	2	4	2	0	2	1	0	1	13人	40/13	3.0歳	
女	3	2	2	0	0	4	0	0	0	11人	26/11	2.4歳	
計	4	4	6	2	0	6	1	0	2	24人	66/24	2.75歳	

女では四二・六%を占めている。
 〔表4〕では、「孫」と続柄のあるものの死亡年令を整理している。年令的には「子」と同じ年令構成に属すると考えられるが、死亡年令は子の男子の六・四歳に対し三・〇歳、子の女子三・三歳に対し、二・四歳で孫の年令が低い、しかし、二歳までの死亡率は子の三七・六%よりさらに高く、五八・三%の高率を示している。「子」の四割、「孫」の六割が二歳の頃までに死亡している事実が判明す

〔表5〕「俗」(夫)と「妻」の死亡年令(文化14～天保8)

年令(歳) 俗・妻別人数	25	30	33	34	35	40	45	46	48	50	53	59	60	62	63	66	67	68
俗(夫)(人数)		2			2		1	2	2	1		1	1		2	1	2	1
妻(人数)	1		1	1		1	2			1	1			1		1		

69	70	75	78	80	計	平均死亡年令
1		1	1		21人	1148歳/21人 54.7歳
1	1			1	13人	672歳/13人 51.7歳

〔表6〕「父」「母」の死亡年令(文化14～天保8)

年令(歳) 父・母別	46	50	57	60	64	70	73	74	75	79	80	84	計	平均死亡年令
父	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	369歳/6人	61.5歳
母	0	0	1	1	0	3	1	0	1	1	2	1	798歳/11人	72.5歳

る。この事実が何を意味するのか、今後多くの史料によって具体的に検討する必要がある。

〔表5〕は家族生活の中でその中心になり、家族を差別から守り、病気ともたたかい懸命に家族を支えていった「俗」(夫)、「妻」の死亡年令を示したものである。〔表6〕は「父」「母」の死亡年令を示したものである。夫・妻の苦難の役割をやっと終え、家の中で父・母としての生活の場を見つげることのできた人達の死亡年令は、父六一・五歳、母七二・五歳であった。父・母と呼ばれるようになってはじめて女性の死亡年令が高くなり、生物学的寿命の差が生まれてきた。幕末の被差別部落の「父」「母」の生活が安定したものになっていったといっているのではない。貧しさ、差別の厳しさは「俗」「妻」と少しも変わらなかつたかも知れない。しかし、なんとか夫・妻の役割を背負いきり、生きてきた安堵感が背景にあるように思える。

それに反し、「俗」「妻」の平均死亡年令は「俗」(夫)が五四・七歳、「妻」は五一・七歳で「父」「母」と全く異なる様相を示している。「俗」は死亡の半数が五九歳以下であり、妻に至っては半数が五〇歳以下である。さまざまな生活や差別の重圧が部落の女性、なかでも妻の座に加わっていたのであろうか。一般社会の死亡率とも比

較し、今後検討を広げていきたい。

四 過去帳調査報告書について

一九九八年八月、浄土真宗本願寺派発行「宗報」三八九号に『差別法名、過去帳調査報告書』が掲載されている。それによると、一九九七年、浄土真宗の宗門をあげて「差別法名、過去帳調査」が実施され、各教区からの報告をもとに本願寺の『報告書』が作成された。その「集計表」によると、兵庫教区においても、直接的な差別法名、差別墓石（穢多・かたわなどの記載）は報告されていない。しかし、「差別添書」として過去帳に「番人」「非人」「非人番」などを記したものが一〇件、過去帳の俗名に〇印などを付した「差別的記載」が一件、「鮮人」「半島人」「私生児」など「差別につながる添書」などが報告されている。

1 非人番について―差別添書・非人―

「差別添書」の内容を詳しくみると兵庫教区で「非人番」の記載が二カ寺、「番人」が一カ寺、「非人」が一カ寺の四カ寺であった。非人番については「番人」「番非人」と呼称している事例が多い。但馬国養父郡A村関係の

史料⁽²⁰⁾によると、明治二年「宗門改人別帳 番人」があり、京都久美浜盗賊方軍八の手下角兵衛が家族八人とともに同村の非人小屋に住んでいた。その宗門帳には「宗門の儀は代々法花宗にて出石国経王寺塔中感応院旦那にまぎれ御座なく候」と記しているようにA村の百姓とは宗門帳（戸籍）は別帳になっていた、したがって、感応院は出石の一般百姓とは別に遠く離れたA村に住む角兵衛を過去帳には「番人角兵衛」と記載していた可能性は大きい。播州加東、美嚨郡地域においては、浄土宗京都知恩院末寺光明寺が非人番の旦那寺であり、光明寺の過去帳には美嚨郡這田村、三木町、高木村、鳥町、大村などの非人小屋に居住していた勘七、吉兵衛、元助、文七、平蔵などが非人番として記載されている。過去帳はいうまでもなく、封建時代の宗門帳（戸籍）と一体のものであり、非人番は盗賊番、村番、山番を職務とし、村むらの百姓衆が納める「非人番給米」「非人番給麦」⁽²¹⁾などによって生活していた。

このように、過去帳における非人の記載は浄土真宗、浄土宗、法華宗（いずれも部落寺院ではない）など各宗派にまたがっており、部落寺院における差別法名・差別過去帳の問題とは別に、非人身分制全体の構造説明の中でとらえていかねばならない問題である。

2 差別的記載形式の過去帳について

筆者は「部落寺院制」下の地域にあつては、部落住民は部落寺院の檀家であり、部落寺院の住職は身分的には僧身分であり、「かわた」身分であるがゆえに、寺の宝物である過去帳に差別記載することなどありえないことだと考えてきた。

しかし、前述の『報告書』にはただ一点、兵庫教区の某寺の過去帳には部落差別に基づく「差別的記載形式」として、被差別部落の門徒にのみ「○印」を付している事実のあることを指摘している。

播磨国には、本願寺の末寺帳である「播磨国末寺帳」九冊の外に「播磨国穢寺帳」のあることは杉本昭典氏によりはじめて紹介された²²⁾。西播磨地方の多くの部落寺院は金福寺・万宣寺と並んで「源正寺下□□寺」と記載され、穢寺頭寺源正寺を支配寺として編成し、部落寺院制が確立していた。穢寺頭寺、小本寺源正寺の下寺を記した明治五年の「明細帳」『播磨国寺院明細』²³⁾には源正寺の下寺の一部二六カ寺が、

飾磨県管轄播磨国飾東郡□□□村

当国飾東郡龜山町

小本寺

惣道場

一源正寺下

福正寺

寛文二^平寅年開基裕秀任官勅許無之

第十一世秀喜亡長男明治五

申年三月山城国西京於本願

第十二世看住

寺得度并看住

光潤

一 下略

壬申十八歳

のように、開基年代、看住が記され、寺毎に、その家族、境内の反別、檀家戸数が詳述されている。この『寺院明細』の内、赤穂郡K村惣道場光西寺だけは源正寺下ではなく「当国揖西郡M村明正寺下」となっている。また寺院明細の一番末尾に記された、永禄八（一五六五）年開基の「飾磨県管轄播磨国L村法覚寺」も、源正寺下ではなく、「本山本願寺下」と本山直参寺となっている。『寺院明細』によると法覚寺は檀家数も多く、五八三軒となっている、法覚寺がどうして、源正寺下寺記載の明細帳に入っていたのか、その理由は五八三軒の檀家の中には枝村であった被差別部落のK村が含まれていることによると推定される。部落寺院制下の地域にありながらK村の檀那寺法覚寺はいわゆる部落寺院ではなかつたのである、こうした事例は兵庫県下全域でもめずらしく、どん

な背景の中でこうした事例が生まれていったのかは今のところ判然としない。法覚寺は一般百姓村と被差別部落の両方の住民を檀家としてもち、いわゆる差別戒名地域と同じ社会的条件をもっていた。こうした社会的条件をもった寺檀形態の中に差別的記載の過去帳を生む要因のあることに留意したい。もちろん、『報告書』は「〇印のついた過去帳」が播磨国M村の法覚寺の過去帳であるとは一切いっていない。『報告書』は部落寺院が成立しなかった地域における仏教をめぐる差別が差別戒名など「差別記載の形式」を生んでいた歴史の事実と、そうした事実の上に立って過去帳における差別記載を糺明し、認識していくことの重要性を提示したのであろう。

五 播磨国飾東郡大庄屋H家の過去帳²⁴について

H家は同家所蔵の史料によると、天保年間（一八三〇～四四年）に「御用向出精献金に付大庄屋並仰付られ」「別席上座臨時御用掛」役についている。そして、弘化一（一八四四）年には姫路藩の「大庄屋格御用達」になっっている。同家には三〇〇点余の史料が所蔵されており、村の歴史の解明にも役立つ貴重な史料である。しかし、今回は、被差別部落の照蓮寺過去帳と対比するための一

つの史料として、享保二〇（一七三五）年以降の記載あるH家の過去帳についてのみ取りあげ、若干の検討を加えておきたい。

H家の過去帳は寛文六（一六六六）年生まれの初代庄助が享保二〇（一七三五）年九月、七〇歳で往生し、戒名釈証円になり、その妻が、寛保二（一七四二）年、七二歳で往生し、釈尼妙立となって以来、天保一四（一八四三）年の釈尼常空までの戒名が記されている。H家の過去帳は寺宝として檀那寺に保管されていたものをもとに、天保年間に書き写し、作成されたものと思われる。

被差別部落の過去帳と比較するためには百姓村の過去帳があればさまざまな検討が可能だが、H家の過去帳は大庄屋格の個人のものであり百姓村としての十分な検討はできない。一つの参考事例として、当主、妻の死亡年令についてみておきたい。「表7」はH家の初代庄助より八代秀穂に至る当主とその妻の死亡年令と死亡年代を整理したものである。当主は初代庄助の七〇歳、四代庄助の七四歳、八代秀穂六九歳が長寿で、五代源兵衛四一歳、七代慶之助三〇歳が比較的短命で、五代源兵衛は四代庄助と同年に死去している。平均年令は五六・五歳である。これに対し、妻八人についてみると、三代・四代、死亡年令が不明であるが、五代が八三歳、八代が七七歳、初

代が七二歳と長寿であり、六代の四九歳を入れても平均年令は六七・二歳となっている。これを〔表5〕の丹波の被差別部落O村の「夫」「妻」の平均死亡年令と比較してみると、夫が五四・七歳、妻が五一・七歳で、夫が一・八歳、妻は一五・五歳も長寿である。経済的にも社会的にも特権的立場にあるH家の個別的な事例によって、しかも、丹波と播磨という地域的な違いもあり、早急に判断することは避けねばならないが、H家の当主と丹波のO村の「夫」の死亡年令には大きい差はない。しかし、「妻」「女性」の視点でみると、H家では、「当主」、「男性」よりも一〇歳余も長寿であったのに対し、O村では、H家「妻」より一五歳余り低く、ただでなく、「夫」よりも三歳も短命である。女性長寿が一般的であるとするなら、O村の「妻」の数字は何を意味するのか、「さまざまな重庄が部落の女性、なかでも妻の座に加えられていた」のではないかと前述したが、それは、部落差別と女性差別の二重の差別がO村の妻の座に覆いかぶさっていた事実の反映であったともいえよう。

注

(1) 山本尚友「近世部落寺の成立について」上・下、『京都

〔表7〕H家の当主と妻の死亡年令

	当主名			妻		子	
	名前	死亡年令歳	死亡年	死亡年令歳	死亡年	男	女
初代	庄助	70	享年20年	72	寛保2年		
二代	庄助	51	寛保1年	59	宝暦3年		
三代	庄助	64	文明1年	?	寛政3年	19歳	12歳
四代	庄助	74	文化10年	?	文化4年		
五代	源兵衛	41	文化10年	83	安政6年		
六代	庄助	53	安政3年	49	安政3年	10歳 40歳	3歳
七代	慶之助	30	安政6年	63	明治28年		
八代	秀穂	69	大正11年	77歳	昭和10年		

- 部落史研究紀要』一号、二号、一九八一、八二年
左右田昌幸「近世部落寺院をめぐって―播磨国源正寺を中心にして―」『竜谷史壇』九三号、九四号、一九八九年
- (2) 拙稿「明治初年の戸籍についての研究」その1、その2、『ひょうご部落解放』七九号、一九九八年、八五号、一九九九年
- (3) 杉本昭典『穢寺帳』『穢寺下帳』について、『兵庫の部落解放史』二号、一九七七年、三号、一九七八年
- (4) 部落解放研究所『部落問題事典』一九八六年
- (5) 同
- (6) 雄山閣出版、一九九四年
- (7) 「本願寺末寺帳」竜谷大学図書館蔵
- (8) 安達五男編『仏教と部落問題史料集成』第一巻、兵庫部落解放研究所、一九九五年
- (9) 『播磨国諸記』巻五一「奉歎願口上之覚」左右田昌幸「近世部落寺院をめぐって」、『竜谷史壇』九三・九四号、一九八九年による
- (10) 姫路市史編集室史料『姫路市史 第一一巻上』この地図では「玄正寺かわた寺」となっている。
- (11) 丹波国多紀郡S村金照寺所蔵文書
- (12) 同S村文書「御検地水帳之事」による
- (13) 安達五男「明治初年の戸籍についての研究」その1、『ひょうご部落解放』七九号、一九九八年
ようご部落解放』七九号、一九九八年
- (14) 安達五男『部落史の研究と人権教育』、清水書院、一九九七年
- (15) (16) 安達五男編『仏教と部落問題関係史料集成』第二巻、兵庫部落解放研究所、一九九七年
- (17) 『丹波国下寺開基帳』でも、開基を了順により、寛永八年建立としている。
- (18) 前掲『仏教と部落問題関係史料集成』第二巻収載
- (19) 同所、第二巻、一〇一頁
- (20) 安達五男「明治初年の戸籍についての研究」(前掲書)、八鹿公民館文書『兵庫県同和教育関係史料集』第三巻収載
- (21) 『三木市部落史関係文書』第二巻―非人関係史料―
- (22) 「兵庫の部落解放史」第三・四号、兵庫部落解放史研究会、一九七七、七八年
- (23) 『播磨国寺院明細』本徳寺文書、『前掲史料集成』第一巻
- (24) 姫路市、H家所蔵史料
- 本稿中、照蓮寺過去帳の「図1」～「図3」の作成については武庫川女子大学臨床教育学研究科中島友子さんの協力をうけた。